

住まい

市営住宅には、住宅に困っている低所得層の方を対象にした公営住宅と中堅所得層向けの特定公共賃貸住宅等があります。市営住宅の管理は、指定管理者が行います。公営住宅は年4回、特定公共賃貸住宅は随時空き家募集をしています。



また、公営住宅の募集案内は、募集時期に大津市営住宅管理センター、住宅課または各支所で、特定公共賃貸住宅の募集案内は大津市営住宅管理センター、住宅課で配布します。

詳しくは「広報おおつ」でお知らせしますので、ご確認ください。

詳しくは 大津市営住宅管理センター ☎548-8951
末広町1-1 日本生命大津ビル2階

建築物を建てる時・建て替えるとき

住宅をはじめとし、建築物を新築、増築、改築又は用途を変更するときは、地域によりいろいろな制限があります。詳しくは、建築指導課へお問合せのうえ、建築物の内容や規模等に応じて、建築確認申請書を提出し、確認済証を受け取ってから建築工事にかかってください。

建築物が完成すれば、完了検査申請書を提出し、建築物の工事完了検査を受けてください。

また、延べ面積が50㎡を超える一戸建の住宅、3階建の木造建築物、延べ面積が50㎡を超える長屋住宅、一定規模を超える特殊建築物（共同住宅、病院、店舗等）は、施工途中で中間検査が必要ですので、中間検査申請書を提出し、中間検査を受けてください。

これらの確認申請や検査については、大津市役所だけでなく民間の指定確認検査機関でも行うことができます。

なお、これらの建築工事（解体工事のみでも）は、規模等に応じて、あらかじめ建設リサイクル法の届出を要することがあり、また、延べ面積が300㎡以上の建築物の建築や一定規模以上の改修等を行う場合には、事前に省エネ法の届出が必要で

そのほか、建築協定、耐震診断、低炭素建築物認定、違反建築などの相談も受け付けています。

詳しくは 建築指導課 ☎528-2774

建物を新たに建築したときには（建て替えも含む。）建物等新築届の提出が必要です（住居表示実施区域の設定街区内に限る。）。届出により、添付書類等の確認を行った後、審査をし住居番号を決定し、住居番号付定通知書と住居番号のプレートをお渡します。

住民登録の際には、住居番号付定通知書をご持参ください。

詳しくは 戸籍住民課 ☎528-2734

※受付は戸籍住民課窓口のみです。郵便やネット等での届出はできません。

P57

消費生活

消費生活に関する相談や各種講座の開催、消費生活センターだより「ぽけっと」の発行などを行っています。

相談

（来所又は電話）

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 相談時間 9:00から17:00
- ☎528-2662

啓発事業

- 暮らしの安心カレッジ（講座の開催等）
- 出前講座
- 各種団体の学習会

情報の発信

消費生活センターだより「ぽけっと」の発行など

詳しくは 消費生活センター ☎528-2662
浜大津四丁目1-1 FAX 521-2193
明日都浜大津4階
消費者ホットライン
（局番なし「188」）で当センター、滋賀県消費生活センター又は国民生活センターを案内します。

